

琴浦町郵便入札実施要領

（目的）

第1条 琴浦町が発注する建設工事等に係る入札を、郵便により執行することに関し、琴浦町建設工事等入札執行要領、琴浦町財務規則、その他法令等で規定するもののほか必要な事項を定める。

（入札書の郵送方法）

第2条 郵便入札に参加する者は、入札書を次に規定する方法により、指定した日時までに契約担当課に到達するように郵送しなければならない。

2 入札書を郵送する際は、所定の事項をすべて記載した上で封かんし、配達日指定郵便により、配達記録郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかにより行う。

3 必要書類の作成、及び提出に要する費用は入札参加者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、情報公開の対象とする。

（開札等）

第3条 契約担当課長は、前条の規定により入札書が到達したときは、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 入札書到達後においても、開札前までは入札参加を辞退することができる。

4 開札は、前条第2項の封筒が未開封であることを、第5条に規定する開札の立会者のすべてが確認した後に行う。

（入札の無効）

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）参加申込書を提出していない者がした入札

（2）入札書に記名押印がない入札

（3）入札書の入札金額を訂正している入札

（4）入札価格の金額数字の不鮮明な入札

（5）誤字、脱字等により入札の意思表示が不明瞭なとき

（6）同一入札案件について、同一人が複数の入札書を提出した入札

（7）第2条第2項に規定する方法以外の方法で、入札書を提出した入札

（8）積算（工事費）内訳書の提出を入札の条件とした場合において、内訳書を同封していない者又はその内容に、重大かつ明白な不備が認められる者

（9）指定の封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札

（10）指定した日時までに到達しなかった入札

（11）封筒の記載工事名又は差出人と、同封された入札書の工事名又は入札者が相違する入札

（12）封筒に工事名又は差出人の記載されていない入札

（13）その他入札に関する条件に違反した入札

（開札の立会）

第5条 契約担当課長は、あらかじめ、郵便による入札毎に2人以上の入札立会者を指名し、当該入札立会者の立会を求める。この場合において、当該入札立会者以外の入札参加者が当該開札への立会を求めたときは、先着順に3名までこれを認める。

2 入札立会者は、入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者でなければならない。

3 入札立会者は、開札前に立会者名簿に署名しなければならない。

（くじによる落札者の決定）

第6条 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定する。この場合において、くじを引くべき入札者が、当該入札の

立会人として参加している場合はその者が、参加していない場合は入札事務に関与しない職員にくじを引かせる。

（入札結果の通知）

第7条 契約担当課長は、落札者を決定した場合は、速やかに、当該落札者に入札結果を通知する。

2 入札結果は、ホームページに掲載する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年12月3日以降から適用する。